

平成 30 年度第 3 回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 6 月 27 日 (水) 午前 9 時 30 分から

2 開催場所 二宮町役場第 1 会議室

3 出席委員

1 番	小 林	徳 博	7 番	野 谷	茂
2 番	井 上	宗 士	8 番	倉 持	純 子
3 番	中 村	隆 一	9 番	秋 山	啓 治
4 番	原	淳 利	10 番	橘 川	直 泰
5 番	西 山	聖 二	11 番	原	恵 子
6 番	露 木	聖 一	12 番	野 谷	和 雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮 嶋	智 也
副 主 幹	石 原	慎 也
主任主事	窪 田	武 将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

4 番	原	淳 利	5 番	西 山	聖 二
-----	---	-----	-----	-----	-----

8 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9 議 事

- 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

会議の状況

【議長】

それでは第3回の総会を開催したいと思います。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、4番 原淳利委員、5番 西山委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。このたび、6月6日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を6月7日付で発行しております。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮駅南口の西側にある市街化区域の土地です。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に原淳利委員の退席を求めます。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第 8 号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

【委員】

5月17日に二宮地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、二宮の山王台に位置する農地1筆で、面積は304㎡となっております。

対象地は今月から譲受人が農業経営基盤強化促進法による利用権設定により、耕作を開始した農地となっております。対象地周辺は、譲受人が耕作しており、当該地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明いたします。それでは、お手元の議案第8号の関係資料をご覧ください。1ページが許可申請書です。一番下の3、所有権移転の理由としては、譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。

3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地9,686.48㎡及び借入地304㎡の計9,990.48㎡を耕作しています。

4ページをご覧ください。申請地で「みかん」を作付するということです。また、農機具については、耕うん機を所有しております。

5ページの農作業に従事する者ですが、譲受人、配偶者、譲受人の父の3人で農作業に従事するということです。

6ページには、農作業の従事状況の見込み、7ページには周辺地域との関係、8ページには地域との役割分担の状況が記載されています。9ページに申請地の位置図、10ページに案内図、11ページに公図、12ページに営農計画書を添付しています。

本申請の農地は、譲受人が基盤法に基づく利用権設定により、今月より耕作を開始した農地であり、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっております。譲受人は所有している当該地の周辺農地を耕作しており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項では、『取得後において所有する農地を含め全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合』、『取得後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない場合』、『取得後の所有農地面積が下限面積に達しない場合』等のときには、許可することができないと規定されています。

譲受人の所有農地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については本人、配偶者、譲受人の父が従事し、所有農地面積も下限面積の3,000㎡を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

先月総会で同じ地番を農業経営基盤強化促進法で利用権設定していますが、最初から3条許可申請は出せなかったのでしょうか。

【事務局】

通常、売買の話がまとまるようであれば3条許可を出していただくこととなりますが、当人同士で売買がまとまるかどうかわからないとのことでしたので、まず、利用権設定で耕作を始め、売買の話がまとまった段階で3条許可申請するという進め方となりました。そして今回、話がまとまったため、3条許可申請となりました。利用権設定については、18条の合意解約をしてもらい、また報告させていただくこととなります。

【議長】

利用権設定をして、売買の話がまとまったので3条許可をして、18条の合意解約をするとの説明であったが、順番的にそれであっているのか。

【事務局】

一般的には合意解約後に3条許可となりますが、今回の場合は、譲渡人、譲受人が同じ方ですので、合意解約後に3条許可となると解約後、所有権移転までの間が空き期間になってしまう。そうであっても耕作は続けると思いますので、それも矛盾が生じてしまいます。今回は双方が同じ方で双方同意の上で押印し申請を行っているのです、このような手続きの流れとなりました。

【議長】

これよりお諮りします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、「許

可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は許可といたします。

それでは、原淳利委員の復席をお願いします。

原淳利委員、ただいまの議案第8号については、「許可する」こととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第9号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第9号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。原淳利委員、お願いします。

【委員】

6月14日に二宮地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は二宮与次ヶ入にある3筆で、ウメ、みかんなどの果樹が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第9号関係資料をご覧ください。

対象地は富士見が丘3丁目の北側に位置する3筆となります。本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

意見質問がないようですので、これよりお諮りします。議案第9号相続税の納税猶予

に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

－挙手－

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といいたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会